

胆沢野球場

区分		基本使用料（1時間までごとに）	付加使用料
入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	270円	1 会議室を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 2 スコアボードを使用するときは、次に掲げる額を徴収する。 (1) 1試合につき 1,100円 (2) 1日につき 2,750円 3 放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 4 夜間照明設備を使用するときは、1時間につき3,630円を徴収する。
	一般	550円	
入場料を徴収する場合	児童及び生徒	820円	
	一般	1,650円	

1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。

3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。

4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。